

本日の会議に付した事件

平成30年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成30年9月19日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第44号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第45号 平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第46号 平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第47号 平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第48号 平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 平成29年度（繰）社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第50号 平成29年度（繰）社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第51号 平成30年度 社総交（防安）請2号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第52号 平成30年度 漁集1号 水産関係用地等造成工事請負契約の締結について
- 日程第12 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 認定第 1号 平成29年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第14 認定第 2号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第15 認定第 3号 平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第16 認定第 4号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第17 認定第 5号 平成29年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 6号 平成29年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第20 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、4番岩佐孝子君、5番伊藤貞悦君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

請願、陳情の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案等5件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書等の受理。決算審査特別委員会の委員長から審査報告書、総務民生常任委員会と産建教育常任委員会の委員長から所管事務報告書及び3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。派遣した議員から議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員から報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第43号平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ12億5,740万6,000円を追加いたしまして、総額を125億8,288万9,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

まず初めに、人件費につきましてご説明いたします。

第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴う補正でございます。当初予算においては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を組んでおりますが、その後、異動等があったことから、8月1日現在の人員で置きかえているものでございます。以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。また、自治法派遣職員の負担金につきましても、現在の人員に合わせて減額をしております。

続きまして、人件費以外について、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第1目一般管理費につきまして、震災による関連業務の文書量が膨大になっていることに加え、新庁舎への移転を控

えていることから、文書管理・整理等についての支援業務を実施するための経費として453万6,000円を計上しております。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の臨時非常勤職員は平成32年4月1日から新たな会計年度任用職員制度に移行することから、今年度からの2カ年で例規整備等を行うものでございます。今年度につきましては、まずは職員向けに制度の周知を図るための費用として52万5,000円を計上しているものでございます。

第5目財産管理費につきまして6億2,555万1,000円を計上しております。

まず、備品購入費といたしまして、新庁舎建設に伴い必要となる議場等の音響機器等の購入に要する経費といたしまして6,000万円を計上しております。

その下の積立金といたしまして5億6,555万1,000円を計上しておりますが、内訳といたしましては、平成29年度の繰越事業の実績確定に伴い、既収入特定財源1億2,049万1,000円を震災復興交付金基金に積み立てるもの、また、さきに申請しておりました第21回東日本大震災復興交付金における国の決定に基づき4億4,506万円を震災復興交付金基金に積み立てるものでございます。財源は国支出金4億4,506万円となっております。

議案書12ページをお開き願います。

次に、同じく総務費第3項戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費につきましては318万円を計上しておりますが、そのうち委託料48万6,000円につきましては、戸籍事務のマイナンバー制度導入を控え国からの補助を受け必要な業務を委託するための経費でございます。

議案書13ページをご覧ください。

第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきましては、繰出金として108万8,000円を計上しておりますが、これは、国民健康保険事業特別会計において人事異動がございました関係で、一般会計からの繰出金を増額しているものでございます。

第2目老人福祉費につきましては、繰出金として677万8,000円を減額計上しております。これは、介護保健事業特別会計において人事異動がございました関係で、一般会計からの繰出金を減額しているものでございます。

次に、第5目被災者支援費につきましては、208万9,000円を計上しております。これは、平成29年度被災者支援総合交付金の実績確定に伴い、不用額を国に返還するものでございます。

次に、同じく民生費第2項児童福祉費でございます。第6目児童館費につきましては、245万6,000円を計上しております。これは、地域での子育てを支援するために新規で立ち上げるファミリー・サポート・センター事業を実施するために必要な備品の購入及び業務を委託するための経費でございます。財源は、国庫支出金、県支出金ともに81万8,000円となっております。

議案書14ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第9目上水道管理費につきましては、上水道の高料金対策に要する経費の実績が確定したことから477万1,000円を減額するものでございます。

次に、第11目保健衛生復興推進費につきましては26万円を計上しております。こちらは、がん患者の療養生活の質の向上を図るために医療用ウィッグ購入の一部を助成するもの、及び日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った方の通院や入院を対象として支援を行うものでございます。どちらにつきましても、助成を行う町に対しまして県が補助金を交付するものでございます。財源は、県支出金13万円となっております。

議案書15ページをご覧ください。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第10目農地復興推進費につきましては、復興交付金事業として6億2,100万円を計上しております。東部地区においては、地区内の農地と非農用地を土地改良事業の換地手法によりまして農地の大区画化と正常化を進めておりますが、地権者が自主利用する非農用地について道路高を基準とした盛り土や整地工事を行うものでございます。財源は、震災復興交付金基金繰入金4億9,680万円となっております。

議案書16ページをお開き願います。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきましては5,475万円を計上しております。こちらにつきましては、復旧復興事業のための土砂運搬車両の通行により損壊した笠野地区と国道6号線を結ぶ町道高瀬片山線について舗装補修工事を行うものでございます。財源は、震災復興交付金基金繰入金4,380万円となっております。

次に、同じく土木費第3項河川費でございます。第2目河川改良費につきましては、2,000万円を計上しております。こちらにつきましては、一の沢川の下流部の未整備区間について、昨年度は暫定的に大型土のうで流路断面を確保しておりましたが、ブロック張りによる護岸工事に着手するものでございます。

次に、同じく土木費第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費につきましては665万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、町営住宅の家賃収入について、平成29年度決算確定に伴い経費への充当残額を町営住宅基金に積み立てるものでございます。

次に、第9款消防費第1項消防費でございます。第1目非常備消防費につきましては、115万9,000円を計上しております。こちらは、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成事業の交付決定を受け、消防団員用のヘルメットを購入するものでございます。財源は、全額諸収入でございます。

次に、第3目常備消防費につきましては、平成31年4月からの岩沼市・亶理町との消防広域化への移行準備に要する経費として、負担金2,936万9,000円を計上するものでございます。

議案書17ページをご覧ください。

次に、第10款教育費第2項小学校費でございます。第2目教育振興費につきましては10万円を計上しておりますが、坂元小学校への指定寄附があったことから図書を購入する費用として計上するものでございます。財源は寄附金でございます。

次に、同じく教育費第5項社会教育費でございます。第3目文化財保護費につきましては、町指定文化財大條家茶室への指定寄附があったことに伴う財源内容の変更でございます。

次に、第6目深山山麓少年の森管理費につきましては、138万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、登山客等の増加により不足する駐車場等の機能拡張のための測量及び地質調査を行うものでございます。当初の予定では、老朽化し使用を停止している遊具の撤去及び新設を予定していたところでありましたが、遊具の新設等につきましては駐車場等の機能拡張と一体的に行うものとし、その差分を増額計上しております。財源は、地方債1,680万円となっております。

議案書18ページをお開き願います。

次に、第8目社会教育施設計画費につきましては、531万4,000円を計上しております。このうち248万4,000円につきましては、震災遺構として整備を進めております旧中浜小学校の校庭に整備するモニュメントの設計費を計上するものでございます。財源は、震災復興基金となっております。

また、レクリエーション施設整備事業業務委託料283万円につきましては、パークゴルフ場整備の前段階として業界の動向、維持管理方法等や採算性の整理を行い、事業可能性調査を実施するために計上するものでございます。

次に、同じく教育費第6項保健体育費でございます。第2目体育振興費につきましては、41万円を計上しております。健康で明るく豊かな町民生活を築き、町民同士のコミュニケーションづくりを促進するため、来年2月に町民綱引き大会を開催するための所要額を計上したものでございます。財源は、ふるさと振興基金繰入金となっております。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算について主なものをご説明いたします。

議案書8ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。地方交付税につきましては16億5,529万2,000円減額しております。まず、普通交付税については、決定額が当初予算で見積もった額を下回ったことによりまして2,572万8,000円を減額するものであります。

また、震災復興特別交付税につきましては、16億2,956万4,000円を減額しております。こちらにつきましては、震災復興交付金事業等の補助裏に充てるものを計上しているほか、派遣職員人件費等の震災対応関連経費や過年度事業の精算分について減額するものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、被災者に対する保育料軽減措置により1,122万8,000円を減額するものであります。

次に、第14款国庫支出金でございます。いずれも先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので説明を省略させていただきますが、第2目民生費国庫補助金のうち後期高齢者医療事業費補助金につきましては、高齢者医療制度における保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に関する補助として97万2,000円を計上するものでございます。財源は、国庫支出金97万2,000円となっております。

次に、第15款県支出金でございます。第2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたファミリー・サポート・センター事業の実施に対する補助と、先ほど歳入の第12款でご説明をいたしました保育料軽減措置に対する補助金を合わせたものとなっております。

議案書 9 ページをご覧ください。

次の第 3 目衛生費県補助金につきましては、先ほどご説明をいたしましたがん患者の医療用ウィッグ購入や骨髄バンクドナーの支援に対する補助でございます。

次に、第 17 款寄附金でございます。こちらにつきましては、歳出でご説明しましたとおり教育関係と町指定文化財への指定寄附でございます。

次に、第 18 款繰入金でございます。第 1 項特別会計繰入金といたしまして、国保・後期高齢・介護保険の特別会計からそれぞれ一般会計に繰り入れをしております。これは、平成 29 年度決算に基づき精算を行いました結果、一般会計に戻し入れるものでございます。

第 2 項基金繰入金につきましては、まず財政調整基金繰入金でございます。12 億 5,593 万 8,000 円を増額しております。こちらにつきましては、震災復興特別交付税の過年度精算や財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを増額するものでございます。

その下のふるさと振興基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明をいたしました町民綱引き大会開催事業に充当するために取り崩すものでございます。

次の震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました山元東部地区土地利用正常化事業や高瀬片平山線舗装補修工事へ充当するために取り崩すものでございます。

最後の震災復興基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました旧中浜小学校の校庭へのモニュメント整備に充当するために取り崩すものでございます。

議案書 10 ページをお開き願います。

次に、第 19 款繰越金でございます。平成 29 年度決算に基づき 6 億 2,401 万 7,000 円を計上しております。ルールに基づき、実質収支の 2 分の 1 以上を決算剰余金として財政調整基金に積み立てた残額を繰越金として計上しているものでございます。

次に、第 20 款諸収入でございます。こちらにつきましては 122 万 5,000 円となっておりますが、先ほどご説明いたしました消防団員等公務災害補償等共済基金の助成金及び町民綱引き大会への参加料を計上しているものでございます。

次に、第 21 款町債でございますが、こちらにつきましては、次の地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。

議案書 4 ページをお開き願います。

今回、債務負担行為の追加といたしまして、会計年度任用職員制度例規整備等支援業務委託に要する経費を計上しております。歳出予算でご説明しましたとおり、来年度までの 2 カ年事業として委託することとしていることから、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、議案書 5 ページをお開き願います。

地方債の補正でございます。

過疎対策事業債でございます。限度額を 3 億 3,380 万円から 1,680 万円増の 3 億 5,060 万円に補正しております。こちらにつきましては、先ほど歳出でご説明しました深山山麓少年の森の測量等に要する財源とするものでございます。

次に、臨時財政対策債でございます。限度額を1億7,740万円から1億6,400万円増の1億7,904万6,000円に補正しております。こちらは、普通交付税の算定が終了し臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。いずれも起債の方法、利率や償還の方法につきまして変更はございません。

以上が今回の2号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから、議案第43号の質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。予算書13ページ、3款2項6目の児童館費なんですけど、この中でファミリー・サポート事業業務委託なんですけど1億6,800万円、この委託予定、1週間に何日で何人くらいを予定しているのか。その内訳を教えてくださいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらのファミリー・サポート・センターの委託料の金額のところでよろしかったでしょうか。こちらファミリー・サポート・センターの事業につきましては、実施場所がこどもセンターを想定しております、平日月曜から金曜まで、午前9時から午後5時までというふうなセンターの開所を検討しております。

利用する人員につきましては、やはりまだ実施してませんので想定ではございますが、近隣の市町村を見ますと、かなり年度年度でばらつきがございます。特に1人当たり幾らというふうな委託料ではなくて、こちらの委託料に関しましては、ファミリー・サポート・センターを運営するためのアドバイザー、いわゆる預けたい側、あと預かる側、その橋渡しをするアドバイザーの人件費とプラス諸経費等でこの金額というふうな積算になっております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ファミリー・サポート・センター、こどもセンターに開設ですか。再度確認をします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。場所の設置は、こどもセンター内でファミリー・サポート・センターと一緒に開所するというふうなことで考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。6月の補正でたしか、ファミリー・サポート・センター的なものということで保健センターの改修費を提示したのではないかと私は記憶しているんですが、その辺について再度確認をします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今年度6月の補正で、保健センターの改修事業につきましては、それはネウボラ、子育て支援の包括支援センターネウボラの事務所でございまして、ファミリー・サポート・センターにつきましては基本、ネウボラ、保健センターでやるのは妊婦、あとは生まれたばかりの赤ちゃんがメインになりまして、こちらファミリー・サポート・センターの橋渡しをするのは、それよりもちょっと大きくなった子供、お子さんを想定してございまして、基本こどもセンターに集まる人たちが対象となりますので、そちらのほうで当初から計画をしております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。こどもセンターに配置されている職員では、それはできないということなんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在、こどもセンターに配置している職員につきましては、児童館も併設しているこどもセンターでございまして、必ず児童厚生員2名の設置

というのが義務づけられてございます。その児童厚生員がファミリー・サポート・センターの業務を兼ねるとなりますと、やはり業務に支障を来すことが想定されますので、新たな雇用または業務委託ということを検討してございまして、結果、今回業務委託委託料として計上させていただいている次第でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。こどもセンターに配属するとき、一番最初こどもセンターを設置して職員配置の部分でも確認をしたはずですが、それがまたここでこういうふうにして出てくるというのは、私は非常に疑問を感じております。

そして、次のページの3款2項6目ですね、ファミリー・サポート・センターの備品購入、こどもセンターであれば、もうほとんどの物がそろっていると思うんですけども、その辺について確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回、ファミリー・サポート・センターの事業を実施するに当たり、近隣市町とか先進市町を確認してまいりました。やはり今の事務所内ですと、書類等事務を行う上でのラックとか書棚、あとは簡易的な机等、今配置している机につきましては現時点でのプロパー職員、あと臨時職員を含めての配置で全部使っておりますので、新たに1つ机及びラック、棚のほうを購入する経費というふうにして現在計上してございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。こどもセンターのどこに配置するのかわかりませんが、非常に私は疑問を感じます。

そして、次のところの19ページ。ごめんなさい。14ページです。ごめんなさい。14ページの4款1項の11目です。がん患者のウィッグ購入助成と骨髄バンクドナーへの助成費、これは何人を想定しているのか教えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。想定している人数でございます。まず、1点目のがん患者の医療用ウィッグ購入助成につきましては、6名程度を想定してございます。次の骨髄バンクドナー助成金につきましては、1名程度を想定してございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいんですか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。では、あと4点、5点ほどお尋ねします。

17ページ、先ほど説明がありました10款5項6目のところの少年の森の測量調査業務委託1,686万1,000円ですが、この内容について再度お尋ねしたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。内容については、大きく分けると測量調査とそれから地質調査に分かれます。測量調査については、基準点測量、それから現地測量、あとは路線測量等々が内容になります。また、地質調査の部分については、ボーリング調査ということで2カ所程度予定してございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ボーリング調査、そして測量というようなことですね。なぜこの時期の予算措置になったのかお尋ねしたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。まず、この少年の森の拡張については、議員ご承知のとおり、町長の公約の1つに掲げられています。それで、本来であれば、6月の補正がその政策予算の時期ということで一般的にはとられますが、生涯学習課の中でこの業務を整理するのにちょっと時間がかかってしまったということもございまして、6月では計上できずにこの9月で計上させていただいたということになります。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。町長公約で時間を要したということですね。それでよろしいんですね。

その下のレク施設、パークゴルフ場についてもお尋ねいたします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。ただいまのご質問は、なぜこの9月のタイミングでの補正ですかということの理解でよろしいですか。（「はい」の声あり）こちらについても、少年の森と同様に町長の公約に掲げられている1つの項目として捉えておりますけれども、これが本来であれば6月の計上ということにもなるんですが、やはりその内容を整理するのに一定の時間を課の中の業務として要してしまったために、時間をいただいてこの9月に予算をさせていただいたということになります。

また、もう一つ視点がございまして、本予算というのは、基本的には基本設計であるとか基本計画であるとか、そこからが事業出発点という捉えをします。その予算については、今後事業の可能性があると判断した場合なんですけれども、それに関しては来年の当初予算を目途に進んでいきたいと考えてございます。ですので、当初予算をメインに考えたときに、今回の事業可能性調査については、その前段階で当初で予算を上げるべきかどうかといった位置づけの予算として計上させていただいたものでございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私は否定するものではないんですけれども、やはり以前にもこのパークゴルフ場の関係が出てきました。以前に調査して、職員が調査したもの、あとは隣接市町村で今やっているものとか、調査ができるはずなんです。そういうことも含めてこの予算計上なんでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、お答えいたします。確かに自前、直営でやるものについては想定しております。今回は、事業可能性調査として大きく10項目ほど想定をしてございます。その10項目の内訳として採算性調査と、それから市場調査と大きく2つに分けてその内訳として10項目を想定しておりますが、今回本予算を提案するに当たる捉え方として、この10項目全てではなくてそのほかに自前調査を想定しています。自前調査の部分に関しては、例えば今般議会の初日でいただいている要望書の内容の分析であったり、あるいは、近隣自治体における取り組みの方針とか、そういったものは直営でやれるという判断で、それらをトータルで考えたときに、今時点では16項目ほど調査をしていきたいと考えています。そういう意味合いから、アウトソーシングをして調査をする部分と、それから自前で調査する部分とすみ分けをした形で進んでいきたいと考えてございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。自前調査、確かに町民の方々から要望書が出てきました。でも、その内容を分析してからの予算措置でもいいのではないかとということで私は疑問を持っておりますので、その辺を呈しておきたいと思えます。

次に、18ページ、10款6項2目、町民綱引き大会です。財源内訳、先ほどふるさと振興基金というふうにありましたけれども、ふるさと振興基金の取り扱いについて適切なのかどうか、確認をしたいと思えます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、お答えいたします。事業の財源内訳ということで、私のほうから回答できる部分について回答したいと思っておりますが、ふるさと振興基金については、その使用については、議員ご承知のとおり、その根拠については基金条例がありますので、それに基づいて運用することになります。

設置の目的については、平たく言うと、地域における歴史・文化等を生かして独創的なまちづくりを推進することがその目的であると。今回の対象事業に関しては、これは要綱の中にあるんですが、まちづくり、あるいは地域づくりの推進に関する事業というところに位置づけをして、町が事業者としてこの推進事業を実施するというところで今捉えてございますので、それを財源充当として予算に計上させていただいております。

また、今後このふるさと推進の委員会という会議を開く予定がありますので、その中で実際に委員会で確認をした上で予算の執行を進めていくという流れになります。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。この綱引き大会の中で参加者の保険料、1万1,000円ですか。これについては、施設保険が適用できるのではないかということから、これが果たして適切なかどうか確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、お答えいたします。施設保険については、今の現状認識では一般に傷害保険ということで、例えばその施設の中の設置に瑕疵があってそれを原因としてけがをした場合とか、広く対応する形になりますけれども、今回については、このレクリエーションというスポーツ的な行事に参加したときに、例えば足をくじいてしまったりとか、いろいろ想定されますので、綱引きなので例えば後ろにひっくり返って背中を打ったとか、そういったときに、保険料としてある一定程度はけがを負われた方に補償できるような範囲として、改めてこの事業を1つの単位と捉えて保険をかけさせていただくといった内容でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。その部分については、綱引き大会の参加料ということで10ページにありますけれども、参加料6万6,000円とっている、歳入を見込んでいますけれども、その中からというふうに解釈をしてよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。そこを明確に、今この財源については、説明があったとおり、参加者負担金と基金の充当ということで2つの財源により運営経費が賄われるんですが、どの財源が何に当たるということに関しては、2つの財源がそれぞれ当たるという理解でいるところでございます。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。財源の振り分けはということなんですけれども、やはり受益者負担という部分からも考えると、この参加料、どのような形で使われるのか。そういうことも非常に疑問であります。そして、先ほど話をしましたけれども施設保険、その部分についても、必ず自分たちで受益者の部分で参加者が負担をするという部分もあるはずなんです。そういうことももう一度再確認をし、私は吟味した予算を提出するべきだと思いますので、以上で私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はございませんか。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私も1点、2点なんですけれども、今同じパークゴルフ場の件、私も、岩佐議員と一緒に決して否定するものではないんですけれども、なぜやっぱりこの時期なのかというのが1つと、今、岩佐議員の質問に対して丁寧に回答いただきましたけれども、これだけ大事な、多分、緊急を要するもの、そしてやはり町にとって今後大事になるもの、そういうものが補正に出てくるんだと思うんですね。当初予算でさっき言ったように間に合わなかった部分とかね。そういうものに対して、去年、おとしと同じように補正をやったときには、詳しい説明資料というのがついてきたんですが、ことしは一切それがありません。そんなに大事なもののなになぜ今回資料が付されてい

ないのか、ちょっとお尋ねいたします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、お答えいたします。まず、予算編成の関係については、当初予算と補正予算という大きなくりがあって、それぞれに意味合いが異なります。ご承知のとおりですね。（「聞こえない」の声あり）はい。それで、補正の部分については、確かに緊急を要する、例えば災害が発生したとか、あるいは、例えば国の交付決定が遅れているということに見合ってそれに連動して補正に回すとか、そういったやっぱり補正でない住民サービスの提供が低下してしまうところが補正の本質です。

それを踏まえた上で、必ずその枠だけの運用になると、やはりその市町村の財政運営はぎしぎしになることもあるので、場合によっては、自治体の判断によって補正を行うこともあります。そういう意味合いから、今回は先ほど話したとおり、政策予算というのが必然的に選挙があったもので補正に回らざるを得ない。それが本来は6月が好ましいんですけども、当課の事情によって、どうしても6月の補正の計上には間に合わなかったのが、大変申しわけないんですが9月、次の補正のタイミングである今回の予算に計上させていただいたということです。

それから、2点目として資料の部分なんですが、確かに詳しい資料はこの議会を通じては提出してございません。しかしながら、きめ細かな資料ではないんですが、8月の下旬にあった議会の全員協議会において大きな方向性を要約した資料をもって、今般についてはその資料をもって説明をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。パークゴルフ場に関しては、先ほども言ったように決して否定するものではないんですが、ちょうど今から2年前にもパークゴルフ場の案が提案されて、そのときも同じようなことをたしか言ったと思いますね。震災直後であってということで、今なのかというところですよ。あと、規模的にも、54ホールで8億幾らかかるとかね。そういうふうな予算的なものもあって、それでそのときは否決されたわけですよ。

本来であれば、同じ提案をするのであれば、やはり一度否決されてるんですから、きちっと詳しい説明をして議会のある程度の承認を得て出てくるべきだと私は考えるんですけども。何も今急いで補正の中に出してちゃかちゃかっところ、議決をもらおうとか、そういうことをするのではなくて、先ほど岩佐議員が言ったように、この半年間きちっとした形で説明をして、来年の3月の当初予算で出せばいいんじゃないかと思うんですけども、パークゴルフ場ってそんなに緊急を要する事業なのかを町長のほうにお伺いしたいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、橋元議員からのお尋ねでございますけれども、確かに2年前の6月議会での議会側の判断もあったわけでございますけれども。それから2年が経過して町の復興事業の進捗、進展という状況もございますし、あるいは、他の施設を優先して取り組むべき案件なども推していただきましたし、それらに対する一定の対応、状況、それから財源の手当の問題などもございました。これについても一定の方向性がその後出てきているというような状況も鑑みまして、この段階でまず可能性の確認をしたいなと。これまでもお話ししているとおおり、この手の事業というのは、仮に今後前に進むというようなことになっても、やはり数年間の設計なり造成なり、完成まで時間を要するというふうな部分もございます。町が今必要なのは、いかにして町ににぎわいなり活力

をさらにプラスするかというふうな大きな課題がございますし、交流人口の確保というような問題もございますので、やはりこれは一定のタイミングを捉えてしかるべき対応をしながら、極力可能性があるのであれば前に進めるべき事業じゃなかろうかなというふうなこともございますので、その辺を総合的に判断させていただいたところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。ここで1つだけ確認をさせていただきます。今の町長の答弁を聞かせていただきましたけれども、今現在、緊急を要するというようなことで出てきたんでしょうけれども、保育所建設が棚上げの状態のままになっている中で、保育所よりもこちらを優先させるという判断をしたということによろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。比較の対象としてどうなのかというふうな問題はあろうかというふうに思います。今、子育ての多様なニーズにお応えするというふうな部分なり、今の少子化の中での保育行政、いかにあるべきかというふうな部分が。それと、前段申し上げましたように、町全体としての活力、にぎわい、交流人口の確保というふうな部分もございますので、ある意味同時並行的にというふうな側面もあるかというふうに思いますけれども、まずはパークの場合は、先ほど来からお話ししておおり、どういうふうな可能性があるのかどうかというふうな段階でございますので、必ずしもそのほかの分野、事業との優先順位というふうな話にはならない側面もあるんじゃないかなというふうな思いでもおるところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言ったように、2年前の計画ですと、365日のうち350日、毎日200人ずつ来るという計算をしていたはずですね。そういうことも含めて、多分今後調査の見直しということをするんだと思うんですけども、2年前に議会のほうで否決したときの疑念、疑問、一切解消されていません。そういう説明もないまま、またこんな簡単に補正の中にぽっと出てくること自体が、私はちょっとおかしいのではないかと。先ほど言ったように、決して否定するものではないので、健康な方がふえてくればその分医療費がかからないわけですから、その分町の負担も減るという考え方であれば。ましてや山元町、先日、健康長寿ですか、1位になったということですので、決して本当に否定するものではないんですけども、まだまだ疑問、疑念が解消されないままで提出されても、これを簡単に、はい、そうですかと言うことはできないということだけ言わせていただきます。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、パークゴルフ場の話で集中していますので、改めてこの件について確認させていただきます。今、橋元議員、それから岩佐議員も話しておられるんですが、本当に突然の提起、提案というふうに我々は受けとめているわけです。今の橋元議員、繰り返すつもりはさらさらありませんが、2年前にあのような結果が出て、その後、今も言いましたが、どのような検討をしてどのような機関で今回提案することになったのか。前の経験を十分に生かした提起、提案ということになるということで受けとめていいのか。もしそうであるとするならば、どのような機関でこのことが決定されたのか、それを明らかにしていただきたい。

といいますのは、本当に今も紹介しましたように、以前否定したのは総事業費8億、54ホール、6町歩必要だと。そして、今言いますように、毎日200人から300人というものを想定して、逆に言うと、そのくらい利用しなければ関連経費が支出できな

いというようなことから、そのような計画で我々に提起してきて、それはちょっと無謀な計画でないですかというようなことも含めて否定しているわけなんです。否定した原因がわかっているわけで。この事業について否定するもので全くありません。その際にもありました。なぜ54ホールなのか。これは何だか国際試合認定つか、認定できる、これは日本のか、できるためには何ホールが必要で、それ以上のものをつくりたいというようなことが明確に示されまして、それでその規模でつくるんだということも我々は受けとめた。

もし本当に今言った健康増進、福祉増進ということであるならば、それは27ホールでもいいし、18ホールでもいいし、というふうなことも検討の対象にしてもいいというふうに思っただけで、この2年間どのような検討をしてきたのか、あの結果に対してですね。そして、改めてこの中途半端な時期に提案してきているのか。その点についてお伺いいたします。これは町長でも誰でもいいですよ。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。2年前の審議の過程についても議事録なんかも、あるいは配布させていただいた資料なんかも確認をしながら踏まえているつもりですが、当時はその8億円であるとか、5町歩、そして54ホールということで、ある程度イメージありきでお話を、多分説明をしていたということだと思います。

今回は、要は、そういうイメージとかそういった場所も含めて具体的なものを想定せずに、果たして山元町にはパークゴルフ場は必要だということそういった要望がある中で、やはり不安だというご意見もあるということも受けとめてます。そういう意味から、今回はその事業の可能性調査を行うということで、スタンスが違います。ということの説明をさせていただきたいと思っております。

それから、次の検討、この2年間の検討項目という検討内容なんですけれども、さすがにこの2年間いつどういう検討をしたかと言われると正直厳しいものがございしますが、検討の考え方、ベースとしては、前回の振り返りをしたときに、確かに公共施設の不具合というのがありました。それから、事業の優先順位、これは応急仮設住宅にまだ住まわれている状況なのということがあったと思います。それから、当時は一般財源で対応するというので、その8億という数字がほぼ全てに近いような割合で一般財源で整備をするという、そういう環境にもございました。それから、財政収支見直しへの不安、それから場所と規模を決めてからではないかとか、あるいは、近隣自治体での整備状況ってどうなってんだといった一連の話がある中で、現状の変更といたしましては、まず1点目の公共施設の部分については、老朽化が進んでいる実情もあって、全て解消できているということは言い切れませんが、計画的に手直しできるところはさせていただいているということをお話をさせていただきたいと思っております。例えば、体育文化センターの雨漏りという話もありましたけれども、完全に100パーセントというのはなかなか難しいんですが、そういったところ手直しをさせていただいたり、あるいは網戸を入れかえさせていただいたりということです。応急仮設住宅については議員ご承知のとおり、整備財源につきましても議員ご承知のとおり、補助金ではありませんが、町に有利な地方債といった環境の変化等々がございまして、そういった一連のものをこの2年間で整理をした上で、今回事業可能性調査の予算を提案させていただいたということをご説明させていただきたいと思っております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問に対しての回答に全くなっていません。このパークゴ

ルフ場が、2年前にあの内容ではうまくないというようなことで否定された、否決されたということで、否定された中身については十分、あのやりとりの中で町も十分認識できたかと思うんです。しかしながら、この事業の必要性というのは、町としてはやはり必要だと、先ほど言った福祉増進というか健康増進ということですね。そして、町として、先ほど町の事業としてというのも出てきたんですが、町の事業として本気で取り組むと。必要だということで、取り組むということで今回提案されてるわけなんですよ。

であるならば、当然、今のような説明でなくて、本当にこの2年間つくるために否定されたものを一つ一つ確認して、面積はどうなのか、これは自前でできる話ですからね。そもそもつくる必要性つつうか目的を考えたときに、先ほど来出てる本当に福祉増進、健康増進ということがまず第一の目的であるとするならば、それを保証できる、確保できる程度、内容というのはどうなのかというのを当然、自前でそんなことは考えられるわけだ。あるいは、そこまでの目的であるならば、当然、自前で金のことからも財源のことも考えるならば、54ホール必要ですかとかね。あと36ホール、そのよくわかんないげんとも、本当にこぢんまりとしたというか、町内の人が和気あいあいと、福祉増進、健康増進のための施設ということであるならば、ちょっと私、パークゴルフの中身そのものよくわかんなくて言って失礼なんですけど、9ホール、18ホールでも十分間に合うのではないかと、福祉増進、健康増進ということですね。しかし、実際にやっている人、いや、違う、やっぱしもっとそいつは、そういう議論、検討つつうのも当然事前に必要、そういうことも含めて検討されてきたのかとかね。

そして、本当にきちっとした機関で、今言った話がきちっとした機関でそういう検討をしてきたのかという疑問も、今の話の中ではちょっと伝わってきてません。もしきちっとしたそういった機関で、そういう中身で、本当に必要だというようなことで進めてきたということであるならば、それが我々に十分理解できるような文書等々で、もしあるんだったらば、示していただければ、我々はすつと行くと。全く否定しているわけではないんですから。その辺、ちょっと繰り返しになりますが、いかがでしょうか。

ごめんね。俺の質問の仕方も悪いんだ。ちゃんとこのことについて総括して分析してそして検討してきたのか、ちゃんとした機関で、ということ質問の中身にします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。申しわけありません。私の理解不足だと思いますけれども、ちゃんとした機関というのは、どういう捉えをすればよろしいのでしょうか。（「課長会議とか、あるいは部の中の会議とかね。いや、逆に言うとそういう、大変失礼な話になりますが、逆に言うと、私のほうが問い返したいです、もしそういうことを言われるならば。あなたたち行政組織の中で、どういう形で一つ一つ決めていくんですか。意思決定とか、部門部門のね。大変失礼な問い返しですよ、今のは」の声あり）

生涯学習課長（佐山 学君）はい。機関の中で審議するという形ではなくて、町長の公約というところが前提にありますので、それを具現化するために、主管課のほうでは予算を組み立て、そして予算査定に臨み、かつ、教育委員会でするので課だけの判断ではなくて教育委員会という機関がありますので、そちらのほうに次の補正予算でこういったことを提案しますという説明をした上で、最終的に予算として上程するという流れになります。

それから、規模とかの部分なんですけれども、やはり54ホールとかそういうものに固執するのではなくて、その前段で整理すべきことを整理しなければいけないのでというところで、予算を今回提案をさせていただくということでございます。確かに自前

でやれるんでないかというご意見もあるんですけども、やはり生涯学習課だけではないですけども、多くの課題とかテーマを抱える中で、1つとして無駄な住民サービスを行っていないという自負はあります。その中で多くの事務事業を同時並行に進めるためには、どうしてもアウトソーシングを積極的に場面によっては図る必要もありますので、そういう意味合いで、今回は自前作業とアウトソーシングと切り分けさせていただいた形で、今回委託料として予算を計上させていただいたといった内容です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いちいち書いて質問しなくてないか私、今質問したのは、2年前にそういうことがあって、問題があって、そして今回改めてこう提案しているわけだけども、この2年間でどのように総括して分析して検討して提案されたのかということを知っているんです。その際にどういう機関でそういうことを総括して検討して分析して検討して今回に至ったかということを知っている。余談というところから、総括、分析、検討はしましたか、じゃあ。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。この課題に関しては、まず出発点としては町長の公約という言葉にどうしても固執してしまいますけれども、その具現化というのが柱にあります。それで、否決というか予算が修正になったというところがあって、おおむね2年間ぐらいい時間が経過してございますけれども、その中でやはり公約に掲げられている以上、当時の議会で審議をいただいた内容であるとか、それに対して現在どういう状況になっているだろうか、それは、その問題点を課題を整理しながら現状を正しく捉えるといった作業については、何年何月にどういう検討をしたかという具体はちょっと正直話できませんが、そういったところを踏まえて今回予算を提案させていただいております。以上です。

議長（阿部 均君）時間も少し経過しましたので、この際、暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今のやりとりの中で、この2年間その後何をやってきたかということについては、いまだ不明であります。というふうな受けとめをいたします。

そうした徹底した、本当に必要だということを前提にしての提起、提案ということであるならば、もっと我々が理解できるような、納得できるような提案をしていただきたいと思うわけですが、この間の突如としたこういった提案、そういった今の話でも確認されているかと思いますが、十分な議論、検討、総括、検討、分析等々というのが十分図られないままの突然のこの提起、提案。それは町長公約ということが大前提となっているようですので。その点について、この件については町長がもうずっと関係してきた取り組みかと思っておりますので、その辺について今のやりとりとその姿勢、なぜこの時期にこうした提案をなされたのかについて、そういった疑問を解かれるような答弁を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長のほうからお二人の議員にお答えをさせていただきました。基本的には課長の説明に尽きる部分が大半でございますけれども、少なくともこ

の2年間という時間の経過がありますし、そこの中での状況の変化、そしてまた、それを客観性を持って市場調査なり採算性の調査、いわゆる可能性調査ということで。前回は、もう初めから基本計画というふうな、いわゆる整備ありきというふうなことでお願いをして、ちょっと時期尚早、もろもろの事業との調整といたしますか、優先順位的な部分なり、あるいは財源の手当の問題等あったわけでございますので、その辺を時間の経過の中で総括をするとともに、可能性があるのか、ないのかを確認をすべきじゃなかろうかと。まず、論点が2年前と基本的に違っているというようなことをご理解いただいて、山元町として周辺の自治体なり県内の自治体でも最近結構整備が進んでございます。取り組みが盛んでございます。そういうふうな状況を勘案したときに、本当にこれが必要なのか。必要だとすれば、どういう規模観なり整備観を求めるべきなのかというのを、事務的に整理してもこれはやっぱりいろいろとご懸念の部分もあつたりしがちでございますので、やはり一定程度は外部の力をおかりして客観的な状況判断、情勢判断も頂戴しながら、直営での調査項目も付加して、トータルとしてこの問題どうあるべきかと。そういう方向づけをまずはしなくちゃいけないと、そういうふうな思いでのこの2年経過した段階での仕切り直しというふうなことでございますので、まずはこの可能性調査をさせていただいて、それをまた改めて執行部なりでの総括、あるいは議会の皆さんへのご説明の機会を経て、その上で右にするのか、左にするのかというものを私としては見定める必要がある、そういう類いの業務委託調査だというようなことで、ぜひご理解を賜ればというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そうした可能性の調査というものを、なぜこの時期に。その前に、そうするための総括、分析、検討してきたのかということが。そこをすれば、多分、もう2年前でいろいろ問題点は確認されているはずですから。それを庁内で進めようとしたところで、十分総括して分析して検討を図れば、何もこの時期に金を出してほかに頼む内容のものになっているのかどうか。私は、なっていないと思うから、この2年間十分な分析を図っているならば、外に頼む必要はないというふうに受けとめていることから確認しているわけですが。自前の調査っていう、客観的な調査と。先ほど全協で示しましたということでこの1枚物をもっているわけですが、ここで明確に「競技人口の拡大が期待される反面、供給過多により生じる競争激化が懸念される」と。もう既にこういうことを、これは県内の情勢を見たときに、とりわけ北海道の次に多い、施設が、というようなことも、あのときたしか説明を受けたと認識しているわけですが。であるけれども、既に県内の情勢、状況というのは、自前でもう分析されているというふうになるわけです。

とするならば、施設を、先ほど来皆さんも言っているように、つくるなということで我々は議論しているんでないんです。その規模なり、健康の福祉、増進につながるような、それとマッチするような施設は、ではどういう規模が適正なのかということは、十分自前でできるものと私は思っています。ということからの確認なんです。そして、このことを我々に提案するに当たって、こういう調査もしているわけですから、当然、他町も調査済みで、そうしたことも踏まえては、そこは多分やっているかと思うんですが、当然のことながらね。そうすれば、ある程度の方向性というのは見えてくるのではないかと。

そうした矢先に、登米市議会の新聞報道も伝えられているところなんですね。これも

まさにこの山元町と同じような状態。どういうところが状態、同じかという、「審議では指定管理者制度導入の検討が不十分であるとか、入場料や利用料の設定に問題がある」、この項目については別に関係ない。「異論が示してあり、条例案の精度が低い」、ここが重要だと思うんだけど、「条例案の精度が低いとして再提案を求める声が相次いで」そしてこれは却下された、しかも全員ということだね。登米市議会も、パークゴルフ場の設置については否定するものではないんだけど、皆さんの取り組みがどうも安心できないということからこういった事態を生み出しているんだというふうにこの記事では捉えるわけです。

いずれにしても、私はつくっていいと思うんです。提案するんだったらば、こういう内容で皆さんに認めてもらいたいということで一発で来て、もう十分このことについては我々も関心を持って、皆さんも関心を持って取り組んできた事業であるわけですから。わざわざ、何かね、こういったほかの分野での意向調査とか何とかっていう、何か力をもって次に展開しようというのがちょっとかいま見えるなという、そういう不安つつか懸念もあるんでこの辺の確認をしているところなんです。いずれにしても、きょうこの場でこの件についてなかなかみ合わないだろうと。

私は、することに全く異論は、取り組むこと、建設することに全く異論は示す考えは毛頭ない。しかし、我々が納得できるような内容での提案を求めたい。そして、さらにあわせて、問題はもう何回も両人からも出てますが、こういう大事な事業は、そして、これはある意味で新規事業というふうに捉えていいかと思うんですが、こうしたものを公約、公約も重視しなくちゃなりません。しかし、提案する場合、公約でも必ず実現しなくちゃならないという事業であるならばなおのこと、当初予算で提起されるべきだと。今回は町長選挙があつて6月議会には時間的に余裕がないと。余裕あります。4月に決まっても5月、一月何ぼあるし、もう公約で掲げている以上、もう当然ですから首振ったって、やる気ということであれば、その姿勢が見えない。そして、もしやるんだったらば、次年度の当初で提起しても十分これは間に合う話だ。といいますのは、ここで事業計画も示されているんですが、先ほど町長も言うておられたわけですが、もう来年度、再来年度の遠い将来というくらいの長いスタンスというか、期間を持った計画としているわけですから……

議長（阿部 均君）質疑ですので、簡明にお願いします。

9番（遠藤龍之君）はい。ただ、なかなかみ合っていないもので、どういう質問をしてんのかというのを理解していただくために説明しているんですけども。ここにも示されてるんだよね。ということであるならば、当然これは当初でね、補正という形ではなくて、当初で示すべきだということ、今言われたのでこれはこれで終わります。ということ、これを求めて、これは絶対そういった対応をすべきだということ、この件については終わります。

次に、今回ちょっと前に戻ると、財源12億、125に対して12億を示して125億ということに。この財源の内訳が、震災交付を16億円減額して、あと大きいやつで言えば交付金4億もらったり、一番大きいのは財政調整基金が12億、あと交付金基金が5億も取り崩して結果こう。中身を見るとそんなに重要なつうか、大きな事業というのは復興関連の6億というのが大きな事業になんのかなと。あとはもらったものをまた積み立てに移すとかね。金の動きがちょっと見えないんだ。だから、何を言いたいかと

いうと、先ほども出ましたが、説明資料というのはやっぱり必要なんだなと。こういうのを我々が理解して判断して結論を出すためにはという、この辺についても求めておきます。

それから、最後のほうの綱引き大会ですね。これも新規事業。ぱっと出てきた。そして、この事業についてなぜ、先ほどの質疑、答弁等々を聞いても、本当に計画として立ててやってきた、これも新規事業で当然、あと公約というのもありましたよね。であるならば、事業内容もちゃんと示して、こういう綱引き大会何名くらいを予定している、職場対抗とか何対抗とかというふうな表現もあるんだけれども、どのくらいの職場を想定しているのか、何組くらい想定してるのか、利用者はどのくらいなのかというのを示した上で、その結果、大会、6万6,000円の内訳を確認すれば、参加者というのはすぐに割り出てくるのかとは思うんだけども。そういうのも示さないで、しかも途中でぱっと出される。額にしては大した、大したことねえつつうとうまくないげんとも。そして、この財源が支払交付基金ってね。これもこの間いろいろ話題になっている、関心の多いところからの基金で対応するということになれば、やっぱりもっとこの説明が必要ではないのかなと。必要だというふうに思うわけですが、とりわけ事業全体の計画内容というのを確認したいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおり、予算を提案する前に説明が不十分だったということはおっしゃるとおりでございます。今後、当初予算の編成等々もありますので、そういった機会を踏まえてしっかり事前説明ができるように努めていきたいと思っております。

それで、今回の綱引きについては、まず、目的、理由なんですけれども、震災等によって希薄化が懸念される住民の方々同士のつながりを、世代を超えて一本の綱で人々を結びあわせる。かつて同じ地域に住んでいた旧知の仲間とか、あるいは知人、友人、そういったところの再会ができる機会などをつくって、震災前のつながり、こういったものをよみがえらせたいという思いから今回企画をさせていただいたものです。

実際には、まず企画の部分なんですけれども、職場対抗という部分に関しては、積算にも関係しますが、おおむね10チーム、それから行政については12チーム、そうすると、これはあくまで積算上の見積もりですので前後します。22チームを前提としています。参加料が3,000円というところから、掛け合わせて6万6,000円の参加料を見込んでございます。それから、参加人数の総数については、これも初めての試みなので一概にこうだとは言いきれませんが、おおむね500人前後の方々を集まっていたと大変ありがたいなと思っております。

こちらの企画については、実は予算には出してございませんけれども、今までは。実は、4月の下旬に行政区の区長さん、副区長さんが集まって、新年度の政策を一律ご説明をする時間があるんですが、その中で来年2月に綱引き大会を全町的にやりますのでぜひご参加くださいという周知をあらかじめさせていただいておりました。なお、詳細については、検討も要しますので、秋口を目途に改めてご説明を差し上げますといった話をさせていただいております。この予算がお認めいただければ、10月に予定されておりますので、そのときに改めて参加を促したいと考えてございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。以前からそういう計画は予定していたという今のお話なんですが、であるならばなおのこと、こういった、今初めて今聞くわけだ、10チーム、12

チームとかね、内容について。そういうのを今ここで聞かれて初めて言って、そしてその背景についても言ってね。提案する前にこういうことをね、ちゃんと説明資料等々を書いて我々がわかりやすいようにというか、理解しやすいようにっていうふうな形で進められるのであれば、何ら疑問も起きてこないし。しかも、そこでなぜ我々が問題意識というか、やはりこれも補正でぽーんと出てきたというところに、しかもこういった新規が説明資料もないままになぜか今回なくなったんだけども。今ここさ来て初めてわかる話。さっき来て初めてわかって、そして判断しなさいと。私たちはこう詰められているんですよ、ということになるんです。そんなこと、また長々と言ってもあれなんです。

ということで、1つ確認したいのは、先ほどの岩佐議員の質問の中でふるさと振興基金、これから申請して確認をとるというふうな話を受けたわけですが、そういうことでよろしいのでしょうか。そういう受けとめでよろしいのか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。交付金というのは、ふるさと振興基金という理解でよろしいですか。（「そうです」の声あり）ふるさと振興基金については、今、町の基金として保有している中で、予算というのはあくまで当該年度の政策を実現するための見積もりでございますので、その見積もりを執行する段階において、超えなければならないハードルとしては推進委員会がありますので、その推進委員会の決定を踏まえて財源充当をし、かつ事業を推進していくという流れになります。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、その時期を今確認したんだよ。推進委員会ってまだ今決まってなくてこれから決めるんだよねという認識でいいのですかという確認でした。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。ふるさと振興基金推進委員会につきましては、あす開催の予定としているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、当然こういった先行きというか、前、後ろを考えればこういう手続になっかと思うんですけども。もうあした既に、これが通ればかけてそして実現するあれになるということなんです。その支払交付金の座長、会長、委員長が町長だということは、この間も言われてきているところで、これは仮定の仮定の仮定の話で、憶測の中の話で一応するわけですが、これは町長公約で、そして何が何でも一日でも早くやりたいというので補正で出してきた、そして、それが通れば今度推進委員会ですか、そこで決まると。そこで決まればもう財源も確保できて、既に事業に取り組む、実施に取り組むということになるわけですが。そして、その支払交付金の委員長さんは会長つうんだか、委員長つうんだか、推進委員会だから委員長かな、会長、が町長だということになると、もうこれは既に決まった、我々第三者が客観的に見たときにですよ。誰もそういう流れを想像、想定するのではないかということからすると、私は、この財源は支払交付金でなくて、必要なこれに充てることのできる必要な財源というのはほかにもあるのではないかと。そういう疑われるような財源の充て方にも問題があるのではないかと。いずれこれが通ったとしても、本当にこれは、そうではないということは事実であろうけれども、周りからはそんな見られ方をこの財源の使われ方になるのかなというふうに思うんです。ちょっと私はその辺の金の使い方に、資金の使い方に問題があると思いますが、思いませんか。誰でもいいです、答えられる。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。ふるさと振興基金の活用につきましては、先日の議会でもご説明しましたとおり、委員会のほうで決定をしてということでございますので。委

員会で審議するものについては、基本的には補助で出すものですね。補助金の申請を受けてどうするかという部分を判断する部分がございます。それと、今回の綱引き大会については、あくまで予算の充当ということで基金を活用するというところで、企画財政課のほうの査定といたしますか、そういう中で判断をして委員会に報告をするというものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の説明で理解できないんだげんとも、私の頭ではね。俺は、こういうような疑惑というか、疑われないような形の基金の使い方したらいいんじゃないのということでの確認なんです。ただ、今の答えでは、使われ方には問題はないというような答えで、それ以上、私はちょっと問題があるのかなというふうな疑問を残しながら、しかし、町では問題はないという、そういう断定的な答えでしたので、それはそれで、それ以上議論、かみ合わないのではないかとということで、その件については、ふるさとのについては終わり。

あわせて、金の使い方として、9ページ、震災復興基金の使われ方ですね。旧中浜小のに充てるというのは、きょう初めてわかったんですが、これについても震災復興基金、確かに何にでも使える金なんですということ、これまでもいい意味で悪い意味で確認してる。そこには、この間ずっと支援金、本当に目の前の生活に苦勞というか、苦心している人たちに対して充てようということ、ずっとそのことで集中してやってきた基金なんです。それは間違いのないと思うんですが。そこで、だったら、取り崩すということは、まだそこに余裕があるということが示されているわけで、もっともっと20万の話にいくとまた言いたくなるということになるからそれ以上は話しませんが。やっぱりこの使い方も、使われ方ももっと吟味した使い方しないと、今度また何でもかんでも使われてしまう、ある以上、ある中で。この辺ももう少し真剣にというか、慎重にというか、あと透明性、疑われないような使い方、しなくちゃならないと思う。旧中浜小の財源も、ここでなくたってほかから、一般財源等々でも対応できる事業ではないかというふうに思うわけですが、これはどういう目的を持ってこの旧中浜小のあれに充てたのか、その理由についてお伺いいたします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。震災復興寄附金の性格といたしまして、やはり山元町の復旧・復興のために使っていただきたいということでお受けしているお金でございます。そのために、これまでもそのような復旧・復興のための事業なりに充ててきているということがございます。

今回のモニュメントにつきましては、震災、被災した小学校を広く多くの方に見ていただいて、震災があったということの伝承、そういったことに役立てるための施設に整備するモニュメントということで、そのモニュメントの中身も全協のときにもご説明、生涯学習課からありましたけれども、例えば津波の来た方角はこちらだよとか、そういった日時計的なモニュメントを今検討しているところですけども、そういう震災からの復旧・復興に役立つことに費用を充てるということで、今回のものについてもそういった意味で考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことでの使われ方に間違いはない、問題はないということ、十分とまではいかなければわかります、理解できますが。しかし、いまだに生活に苦しんでいる被災者がいるという現実もあります。そして、そのための、この間何回も議論闘わせてきたんですが、やりとりしてきたんですが、それでもなお不十分な

面が残っている。であるならばもっと、そして、しかもそこに常に財源があるかないかというようなことが、この問題になってきている部分もあろうかと思う。という中で、またこうして使える基金があるということに、ここはもっと大事に使う必要があると、目的外ではないにしても、大事に使う必要があるということを指摘しておいて、この件については終わります。

さらに、全体として、今回の補正、いろいろ指摘されております。補正とは何かと。本来ならば、通年予算、当初予算で通すべきだというのが、我々議員になってから教えられてきた。そして、かたく守らなくちゃならない、その部分をちゃんとチェックしなくちゃならない、そのために我々議員が存在しているということなんです。そして、本当に緊急、先ほどの答えた答弁の中にもありましたが、本当に緊急を要するもの、もうあすの生活ができないとか、そこに手当をしなくちゃいけないとか、天災、震災でね。そのときには、もう臨時議会等々として補正というのを対応は許されている。あるいは、逆にそういう場面に補正という称を使って住民の暮らしを守る、命を守ると。そういうのがないときには逆に議会がね、チェック機能ですから、何やっているんだというようなのも臨時議会でも開いて補正で予算とってすぐに対応しろというような、逆の場合はですよ。そういうことのための補正なんです。やはり今回出てきてんのは、これはやっぱり通年予算の中で対応しなくちゃならない課題であると。にもかかわらず、突如として、しかも説明もなしで。こうした提案の仕方に私は非常に大きな問題があるということ伝えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今の同僚議員3名が質疑をされましたので、ダブる部分がありますが、2点ほど質問させていただきます。

1点目は、パークゴルフの件でございます。まず、先ほど来いろいろ同僚議員の質問にお答えになってますが、私もこの議案を見た最初の印象は、なぜ今の時期なのかという素直な感想を持ちました。前から議題になっていたのは間違いないんですが。そこで、先ほどなぜ今の時期なのかと、まず定例議会で本年度予算で出さないで。まあ、選挙公約だと。それから、本来6月に出そうと思っていたが間に合わなかったという回答をいただいた。公約であれば、選挙公約は中心の3本柱だということの中に、交流人口100万人。前回の会議でも、早くその内訳を出して実行に移すべきだということを申し上げましたが、それが出ないうちに、はっきりと表示されないうちに、このパークゴルフが先に補正で出てきたというのは、その相関関係はどのように町長はお考えになってこの議案を提出されたのか、町長にまずお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、お答えいたします。先ほど来から3人の議員の皆さんにお答えしている部分と重複する部分もあるわけでございますけれども、可能性の調査をしてからでないとい前に進めるのはちょっとどうなのかなというふうな部分がございますので、100万人の交流人口を確保する、にぎわい、活力を創出するというふうなことをするうえでも、これが本当にそうすべきなのかというのをまず確認をしなくちゃいけないというふうな思いがあるもんですから、これを先んじてやる必要があるのかなというふうに思いますし、あるいはまた、仮に前に進むにしても、設計とか用地の選定なり、買収なり、造成なりということになると、具体的に供用開始できる先というのは、一定の時間を要するというふうな部分もございますので、まずはその前段の調査を急がなくちゃいけないだろうと、

そんな思いで取りかかってきたところでございます。こういうものの成果を踏まえながら、また次のステップをどう進めるべきなのか、これはやはり熟慮すべきじゃなかろうかなというふうに思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。再三再四申し上げますが、100万人交流人口達成というのは、非常に難しいと思う。その一翼、1つ、50分の1か30分の1か知りませんが、ここで2万人集めるか3万人集めることをするのはわかりますが、そういう目標、計画をつくってその中の、100万人の中の1つのパークゴルフ場ですよというふうな段取りであれば、私はもうすんなりとそれなりにあれですが、その辺を再度、12月、来年度の予算で出しますよという前回6月の議会での質問でそういう回答でしたが、できるものからやるということも含めてどんどん早く出すべきだろうというふうに再度念を押しておきます。

そこで、これに関する2点の質問に入りますが、費用が283万の調査費だと。今も町長からあくまでも可能性の可否を検討するんだということで、市場調査と経済性とか需要予測を立てるんだということですが、28年度に開業した54ホールをやったあるゴルフ場というのは、事前調査費、実際の工事費とか何かじゃなくて108万でやってるんですね。どうやってやったかと確認したら、極端に絞り込んだ調査を依頼したと。先ほど担当課長のほうからは自前で調査できることは極力やりますという話があって、大いに結構だし、そうしてほしいと思っている。この283万の内訳といいますか、もうちょっと、私は半分ぐらい、あるいはよそでやったら100万ぐらいでもできるんじゃないかという観点からの質問なんですけど、その辺はどんなふうに検討したのか。あるいは、仮に予算があれしたって極力、半分とか、この予算、決まったんだから全部使うということのなくてね、やる方向を再度検討すべきだと思いますが、そういうお考え、そういう指示をするつもりがあるかどうか教育長に、担当は教育長なものですから、教育長にお尋ねいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、お尋ねの件ですけれども、この可能性調査を行うということに至った経緯については、今までのやりとりでお話あったとおりで、実際に283万の予算ではありますけれども、できる限り自前でやれるところはやりながら、予算を抑えられるのであれば抑える方向で進めたいなと思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。この問題の最後に、町長にお尋ねします。議案提出後に署名活動が上がってきました。その中に、身の丈に合ったパークゴルフ場の検討をしてもらいたい、シミュレーションをしていただくというのが1つ。それから、この意味が私はよくわかんないんですが、民主的なルールで賛同者の負託に応えてほしい。民主的なルールということは、私なりに考えると、我々いわゆる内部で調査したほかに、第三者ということでもさしく今調査しようということも該当するというふうに、拡大解釈した場合。民主的なルールで賛同者等の負託に応えていただきたいということですが、逆に言うと、民主的なルールで、いや、ちょっと問題あるよと。需要が従来のグラウンドゴルフみたいな経過をたどるんじゃないかという予測だとかね。宮城県では、先ほども話出てましたが、名取から福島県の北部を含めても銀座通りと言われるぐらい軒並みに、1つの市町村で2つ、3つあるところもさらに、今計画しているのいっぱいあるということで、過当競争ぎみですね。先ほど教示もありましたんで。ということになると、非常に厳しい結果が出てくるんじゃないかと、私、個人的には、これは私の個人のあれだからあれ

ですが。町長の公約だということで、これを委託した場合に、付度ということで町長の意向に沿ったつくる方向のデータが出てきたりすると、出ないとも限らないと。あくまで個人ですからということはおわかりですが、業者は付度、意向を酌んで、なるべくいいデータをとということになりかねない。例えば、仙台の地下鉄にしたって、乗降客予想、つくる前の予想と実際運行したらば60パーセント、50パーセントしかかなわないというのはざらにある話でして。つくる前は町長にいいようにバラ色のデータが出てくるものなんですね、一般に。一般にですよ。一般論。だから、そういったことのないような公平公正なデータを洗ってくるように、特に依頼するときには念を押すというか、そういう指示をしてもらわなければならないかと思いますが、そういうお考えがあるかどうか最後に確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご懸念の部分は、もちろんそうすべき、そうしなくちゃならない類いの調査になろうかなというふうに思います。

先ほど民主的というふうな、要望書の中でのお話もございましたが、極力機会を捉えて愛好者の皆様のお考えなども一定程度やはり確認をしないとまずいのかというふうには、この文言からは私としては現段階で受けとめているところでございます。もちろん、全体がまとまった段階では、早目に議会の皆様にも報告なり相談をしてあるべき姿を模索していかなくちゃならないというふうに思っております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。くどいようですが、本来ですと調査費が入れば、議案提出になればつくる、あるいは実行しようという段階での調査費という感じなんですけど、今回はそれとは違って、あくまでも可否についての判断する資料を求めるための調査だということで、非常にくどいんですがそういう形でよろしいわけですね。確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまお尋ねのあったとおりでございます。あくまでも事業の可能性を探る業務委託調査、プラスして直営での調査項目も含めての今回の可能性調査だということをご理解をいただければありがたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。時間になりますんですが、もう1点だけ。済みません。

7ページの9番消防費の財源についてちょっと確認したいんですが。消防費2,936万9,000円という一般財源を使うと。この中身については、広域消防で使うんですが、7ページですよ。あるいは、10何ページでもよろしいんですけども。支出のほうは……、16ページにもありますけどね。財源なんで7ページのほうがいいかなと。この2,938、これは一般財源で町の持ち出しでやると。これは広域だから岩沼と亘理と山元町で分担するのは当然、これについては異論はありません。そういうほうで。ただ、私がお訪ねしたいのは、岩沼とか亘理は健全財政でやっている。我が町は、残念ながら過疎に指定になったということで非常に財源の厳しいところ。いわゆる、だからまけてくれというわけにはいきませんから、同じ人口割とかいろんな条件で割り振りが来るんでこれは当然、これは反対するわけじゃありません。ただ、そういう状況からすると、これは逆に過疎なり何なりの交付金の対象になるんじゃないかと、そういう意味の対象にできないものだろうかという単純な質問。そういう方法はないのかと。全部一般財源でやんなきゃなんないということないんじゃないのと。何か方法あるんじゃないのということをお尋ねしたい。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。予算書上は一般財源のほうで2,936万9,000円ほど計上されておりますが、この半分、50パーセントが特別交付税のほうで措置されると

いうことで、財源は後から交付されるということでご理解いただければと思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。50パーセントは後で交付されると。50パーセントは持ち出し、自主財源という形ね。はい、わかりました。終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時25分といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）暑い方は上着を脱いでも結構であります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の方の発言を許します。

12番青田和夫君、登壇願います。

12番（青田和夫君）はい、議長。私は、今回提案されている議案第43号平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）について、原案に反対の立場から討論を行います。

まず、具体的な内容を述べる前に、補正予算の考え方について発言をいたします。

本来、補正予算とは、急を要する案件や補助事業の採択などで提案するものであり、その他の政策に関連する予算などは、計画的に当初予算で計上、要求するものと受けとめております。それらを踏まえ、修正すべきと考える具体的内容を申し上げます。

まず、1点目、議案書17ページ、10款教育費5項社会教育費6目深山山麓少年の森管理費13節委託料の深山山麓少年の森測量調査業務委託料についてであります。少年の森の改修を図るためや駐車場を拡張するための委託料と説明があり、私自身も少年の森を利用する方々をしばしば目にすることがあります。施設の改修、改善は必要と思っております。しかし、この事業に対する具体的な将来計画の説明もない中で、本会議前のたった1回の全員協議会で説明を受け内容を理解しろと言われても、なかなか理解、納得できるものではありません。また、駐車場を拡張するための設計になぜ何百万もの経費が増すのか。具体的な業務の内容がわからない中で判断しようがありません。まして、冒頭にも申し上げたとおり、このような費用は急を要するものではなく、しっかりした説明のもと当初予算に計上すべきであると考えます。

次に、2点目ですが、議案書18ページ、10款教育費5項社会教育費8目社会教育施設設計計画費13節委託料のパークゴルフ場の整備事業業務委託についてであります。パークゴルフ場に関する経費は、平成28年第2回定例会において基本計画策定の予算が提出され、この際ここにいる議員全員が全会一致で否決した経緯があります。あれから2年3カ月が経過しましたが、この間、何の状況の変化もない中で、なぜ提案に至ったのか理解できません。まして、全会一致で否決したときと我々議員のメンバーも変わってはならず、ここで今回の提案を認めれば、2年前の議決は何だったのかと我々が疑

われます。

また、今回の議会の一般質問や総括質疑を通じ、企業誘致の用地、温泉、保育所、公民館のあり方などほとんど同僚議員が質問を繰り返しましたが、町が施設を整備することやふえる一方の維持管理費用、将来の人口や少子高齢化を見据えれば、町がこれ以上公共施設を整備すべきでないとして繰り返し答弁されました。そして、近隣市町と競合するような施設はつくるべきではないとも答弁されました。なぜ維持管理費用が膨大とわかっていて、近隣の市や町に同じ施設があるのがわかっていて、パークゴルフ場だけはつくりたいとするのか理解できません。さらに、同僚議員も指摘しましたが、町長はことしの6月の定例会、3期目の初となる所信表明で縮む、畳む、縮小と述べており、ほぼ財源の見込めないパークゴルフ場にこだわるのか、これも疑問の1つであります。

同僚議員が行った一般質問の中で、国民一人一人の借金や1秒間にふえる借金の額について話しておりました。まさにそのとおりだと思います。パークゴルフ場を利用するのは比較的高年齢の方々であると思いますが、その整備費用や毎年発生する維持管理費用を子供たちや孫たちに負担させるべきではありません。

以上が私の原案に対する反対の意見であり、もう一度考えを改めるべきとの意見を付けて討論いたします。終わります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。3番竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。3番竹内です。30年度一般会計補正予算について、原案に賛成の立場から討論いたします。

今回、パークゴルフの調査費が補正予算として提案されておりますが、この案件は2年前にも議会に提案されております。当時は震災復興を優先すべきということでありまして、パークゴルフはまだ時期尚早ということで断念したという経緯がございます。今回ここに来て我が町の復興状況は、大分進んできております。今は復興のもう最終段階というところまで来ている状況にあります。

他の近隣の自治体の状況を見ますれば、亘理町、そして岩沼市は今パークゴルフの設置計画が進められているというところでもあります。そして、角田市、相馬市、新地町は、既にパークゴルフが営業されていると。我が町において、この施設は若者から高齢者までコミュニケーションの場として、あるいは、体を動かし楽しみながら健康づくりができるという、そういう側面もあります。長い目で見れば健康寿命にも影響し、さらには、医療費抑制効果も期待できるのではないかとというふうに考えます。

しからば、それでは、我が町の人口規模で身の丈に合ったパークゴルフとはどのようなものなのか。予算はどれぐらい要するのか。設置場所はどこなのか。ランニングコストはいかほどか。また、交流人口等経済効果はどうか。これらの疑問は、いずれも調査をしてみなければわからない、判断がつかない、慎重な審議をする上でも専門的な調査が必要であると、その上で総合的な判断をしたいということでございます。

以上のことから、今回調査費が計上されております補正予算案については、賛成するものです。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。4番岩佐孝子君、登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。私は原案に反対する立場から討論をさせていただきます。

今回、提出されている補正予算についてであります。住民の健康保持、コミュニティづくり、交流人口増加のため事業そのものに反対するものではありません。しかし、

次の事由から反対いたします。

まず1点目、先ほど青田議員からもお話がありましたけれども、補正予算のあり方についてであります。補正予算とは、当初予算編成時において予期できなかった制度改正、事情の変更、公共事業費の配分決定によるものや、そして、昨年起こったような天災、災害発生による緊急性を要したものであります。しかし、今回はどうでしょうか。みだりに補正を重ねると、年間予算としての当初予算の意義がなくなり、財政運営の一貫性が失われてしまいます。

2点目、財源の確保が明確に示されておられません。今年度の当初予算は、4月に実施された町長選挙のため暫定予算として可決されました。再選され、公約事業にかかわる政策的肉づけは、前回の6月議会または次年度当初予算で措置すべきであります。財源も国、県などからの補助金もなく、一般財政、過疎債からの支出は、町民に大きな負担になります。

そして3点目、事業としての優先順位を考えるべきであります。先ほど竹内議員は、もう震災復興はある程度まで来ただろうと話していました。でも、まだまだです。被災者支援、復興事業、復興における課題はまだまだ山積しています。「子育てするなら山元町」を掲げ、政策を展開し、前回の選挙公約であった坂元地区への保育所建設は、まだされておられません。人口減少問題を解決、副都心と位置づけた地域づくりをしていくためにも、公約を実現するためであるとしたなら、優先順位について再度考慮すべきではないでしょうか。執行部の明確な説明もないまま、町民の方々に不安と負の財産を残すことはできません。

この3点から私は原案に反対する討論とします。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。9番遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております議案第43号平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、反対理由につきましては、それぞれこれまで2名の方が意をつけて表明されておりますが、ほぼ内容的には同様であります。1つは、レクリエーション施設、パークゴルフ場整備事業委託料の件についてであります。この件につきましては、先ほど来の質疑の中でその必要性あるいはその時期等々についていろいろ、時期といたしますか、その辺の内容がまだ不明確な中で行われようとしている、とりわけ、今も賛成の方からの話がありました。調査の必要性、この件につきましても、先ほど来の質疑の中で明確にされたのではないだろうか。金をかけてまでする必要があるのか。まず、自前でやれる調査内容ではないかということ強調しておきたいと思えます。

これは皆様にも示された執行部からの資料内容です。この中身を見ましても、ほぼ調査の必要性はないのではないかと。もう結論的に述べられておりますのは、競技人口の拡大が期待される反面、供給過多により生じる競争激化が懸念、そして、その結果として事業可能性調査が必要というところで、可能性調査をする必要があるということ強調されているのかと思えますが、もうこの図を見ただけでももう判断できる内容だと。北部ではもう相当な競技場が、先ほどの話にもありましたが、1自治体で2つも3つも、しかも54ホールという大きな施設が続々とできています。先ほど賛成討論者の中の話にもありましたが、南は新地、相馬、これも相当な設備を持った施設がもう現に存在している。そして、ありましたように、岩沼、亘理、角田にも設置される予定であるという

ことを考えたときに、果たして山元町で、そうなるかどうかわかりませんが、2年前に提案された54ホール、この設備を持った施設をつくってどれだけの交流人口を図ることができるのか。このことは、考えてみれば出てくる答えではないか。南から来る利用者は、当然便利のいい相馬、新地のほうで途中下車するのではないか。北方面から来る利用者は、岩沼、角田、あるいは、北部のほうにちょっと上に上っていけば立派な施設がある。わざわざ、わざわざというと失礼ですが、南までおりて、あるいは、山元町まで来て利用する利用者というのは、どのくらいの人数かというのは、専門家に頼むまでもなく、この資料だけで十分答えが出てくるのではないかということを考えたときに、先ほど来の質疑の中でも展開しておりますが、つくらないということではなく、そうした条件の中で山元町でつくるとしたらどの程度のものが可能なのか。どういう運営体制でいけばいいのか。そういうことが焦点になろうかと思えます。先ほど賛成討論者の中にもありました。「身の丈に合った」、まさに身の丈に合った内容のものをつくろうとするということを考えれば、わざわざ金をかけてまで調査する必要はないのではないかと考えるものであります。もう調査はほぼ終わったと。あるいは、この2年間かけて終わっていないなければならない課題だということを考えれば、そういうことも含めてこの件について考えるならば、わざわざこの補正予算で今回突然出す内容のものでない。もし本当に調査費が必要だというふうに考えるならば、まだ補正ではなくて来年度の当初予算で、そして、我々に説明できるような内容をつけて、そして改めて提案していただければ、我々もこの6カ月間を活用して我々も勉強し、調査し、お互いに議論のできる条件環境のもとでこのことについては対応したい、対応すべきだというふうに考えるものであります。ということから、今回提案されているパークゴルフ場の件につきましては、このことをもって反対の理由の1つとするものであります。

それからもろもろあるわけではありますが、もろもろと言うといっぱいということになっからあれなんだけども、さきの討論者、反対討論の方が言ったことの内容と同様であります。さらに強調したいのは、さきの2名も話されましたが、やはりこうした重要な政策提案というものについては、補正での対応では問題があるというふうに考えるものであります。先ほどの2名もこの補正予算に対応する態度について明確に示しておりますが、私は、皆さんも持っております議員必携、その中で示されている内容のものを、改めて示す必要もないかと思えますが、皆さんに再考していただきたい。このことを強く思い、改めて確認してみたいと思えます。

地方公共団体の予算は通年予算として編成するのが原則であるというふうに明確に示されております。簡単に言えば、基本的には年間の予算は当初予算で年間通しましょうということが大原則だということを必携では訴えているわけであります。

しかしながら、世の中は動いております。そういうことで当初予算編成後のいろいろな政治、経済、社会情勢の変化によって既定の予算に追加し、あるいは変更を加える必要が生じた場合に、この補正予算という対応ができるんだということを示しています。しかしながら、それには制限があります。それは、当初予算の編成時予期できなかった制度の改正、事情の変更や公共事業費の配分決定によるものが多い。

そして、具体的に例示、8点示されております。1つは、先ほど来出ております天災や災害の発生によって必要となった予算措置をするためのもの。2点目として、国・県の補助金、負担金、交付金等の確定によるもの。3点目として、地方債の同意の見通し

が確実となったことによるもの。4点目として、建設事業の設計変更等によるやむを得ないもの。5点目として、国・県に準ずる公務員の給与改定を行うためのもの。今回それに当たりますね。6点目、予算成立後、税制や補助制度、財務制度等法令の改正によるやむを得ないもの。物価の変動と経済事情の変化によるもの。当初予算の積算を誤っていたためそれを是正するためのものと、8点明確に示されております。

これは、私が言ってるんでないんです。皆さんの教科書となっているこの議員必携、ここに明確に示されているものであります。しからば、今回提案されている先ほど来指摘されております案件、これが本当に今の8項目のどれに当たるのか。先ほど生涯学習課長が、自治体の判断によるものもあるというようなことの発言がありましたが、それはどこを拾ってもちょっと出てこない。今のところですね。あれば後でゆっくり示していただければと思いますが。しかし、我々議員活動のために必要とされている必携の中には、今言った点しか書かれていない。しつこいようですが、今回の案件、少なくとも今出されているパークゴルフ場の建設、これが今言ったどこに当たるのか。議員として判断がつかかねます。この議員必携から見ればですね。皆さんも議員必携に基づいて議員活動、取り組んでおられるかと思いますが、議員必携にはこのように書いております。

長々としゃべると、また議長のほうから話があるかと思いますが、この辺でということではありますが、以上が大きな理由として議会としても議員としても責任を持った行動、行為を求めまして、私の反対討論といたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第43号平成30年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時05分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第44号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ3,391万6,000

円を追加しまして、総額を19億2,909万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開き願います。

初めに、第1款総務費についてですが、こちらにつきましては職員の人件費と一般会計の繰出金などになります。人件費につきましては人事異動に伴う補正、繰出金につきましては、昨年の当会計に一般会計からあらかじめ繰り入れた額を精算をして戻し入れる額を計上してございまして、合計で478万2,000円を計上しております。

次に、下段8款諸支出金についてですが、こちらは昨年度交付を受けた各種補助金や交付金の精算を行う金額でありまして、合計で2,913万4,000円を補正額として計上しております。

それでは、歳入予算のほうを説明させていただきます。

5ページにお戻りいただければと思います。

こちら初めに、第6款繰入金のうち基金繰入金については、基金の今回の補正の財源の調整として基金から取り崩していた額を戻し入れる補正額となります。一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う繰入金です。合わせて400万6,000円を減額するものであります。

最後に、繰越金です。こちらにつきましては、昨年度当国保会計の決算剰余金の2分の1の額を今年度に繰り越ししますので、その額を計上しております。

以上が今回の補正予算(第1号)の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから議案第44号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第4. 議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第45号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模です。歳入歳出それぞれ136万円を追加いたしまして、総額を1億7,082万8,000円とするものでございます。

議案書5ページをお開きいただければと思います。

こちら歳入のほうから説明させていただきます。5ページ、歳入、第4款繰越金です。こちらにつきましては、昨年度の当会計の決算剰余金を全額今年度に繰り越しをします。その繰越額136万円を増額補正額として計上しております。

次に、歳出です。

下段6ページになります。

3款の諸支出金ですが、ただいま申し上げました昨年度からの繰越金を一般会計に戻し入れを行うための歳出予算でございます。同額の136万円です。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第45号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第46号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

こちら、今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ2,426万1,000円を追加しております。総額を14億6,687万3,000円とするものでございます。

こちら議案書の6ページをお開きください。

歳出予算のほうから説明いたします。

まず初めに、第1款総務費です。こちらにつきましては、人件費に係る補正額です。また、中段、下段の第3款の地域支援事業費につきましても、人件費の補正となっております。総務費で667万8,000円の減額、地域支援事業費でそれぞれ11万3,0

000円、623万6,000円の減額補正となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして7ページです。

歳出、第5款諸支出金です。諸支出金の第1項繰出金については、一般会計に繰り出しを行う補正額でございまして、前年度、当介護会計にあらかじめ繰り入れした額を精算して今回一般会計に戻し入れする額を確定し、今年度の繰出金として1,640万4,000円の増額補正額の計上、同じく下段のほうの第2項償還金及び還付金ですが、こちらは昨年度交付を受けた各種負担金、補助金の精算の額の補正額となっております。合計で2,094万4,000円です。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。

議案書5ページにお戻りいただければと思います。

第4款支払基金交付金につきましては、昨年度の事業の清算に伴い、逆にこれは追加交付される額です。その23万7,000円の計上です。

その下段の第7款繰入金のうち基金繰入金のほうですが、こちらは今回の補正の最終的な財源調整の結果として基金の取り崩し額を増額しまして598万1,000円の増額計上でございます。同じく2目の一般会計繰入金につきましては、先ほどの歳出の人員費の組み替えに伴う減額分の670万8,000円の減額補正額です。

最後、第8款繰越金については、こちら各各種会計同様、昨年度の決算剰余金の2分の1の額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額の2,480万1,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第46号平成30年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。議案第47号平成30年度山元町水道事業会計補正

予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、2枚おめくりいただきまして、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益465万1,000円の減額は、総務省からの繰入金通知に基づき高料金対策補助金の減額措置と人事異動に伴う人件費の児童手当分を増額措置するものであります。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用総係費12万円の減額は、人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費施設整備費4万4,000円の増額は、人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益465万1,000円減額し、総額4億4,777万2,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費12万円減額し、総額4億961万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,094万5,000円を1億3,098万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金9,832万2,000円を9,836万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出4万4,000円減額し、総額1億7,671万6,000円とするものです。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの繰入金を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第47号平成30年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。議案第48号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

こちらにも2枚おめくりいただいて、初めに1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において、総係費9,000円の増額は、人件費分の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款資本的収入1項企業債は、工事請負費の減額に伴い下水道事業債4,500万円を減額するものです。

次に、4項国庫補助金は、同じく工事請負費の減額に伴い、社会資本整備総合交付金4,500万円を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費は、繰越事業のうち坂元地区農集排区域の公共下水道編入工事において請け差が生じたため、平成30年度当初予算で措置しておりました坂元地区マンホールポンプ設置工事については繰越予算から支出する旨の県との協議が整いましたので、係る工事請負費分9,000万円を減額措置するものです。また、8万2,000円の増額は、人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款下水道事業費9,000円増額し、総額5億455万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,391万3,000円を2億4,399万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,218万4,000円を1,885万1,000円に、当年度分損益勘定留保資金978万2,000円を1,319万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款資本的収入9,000万円減額し、総額3億4,248万1,000円とするものです。

支出、第1款資本的支出8,991万8,000円減額し、総額5億8,647万6,000円とするものです。

第4条、予算第6条を次のように改める。こちらは、建設改良費の減額に伴い企業債の借入限度額を記載のとおり改めるものでございます。

第5条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第48号平成30年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第49号平成29年度（繰）社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案の概要につきましては、配布資料No.11で説明させていただきますので、ご準備願います。

まず、提案理由でございますけれども、頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的ですが、記載のとおりとなっております。

2、契約の方法ですが、条件付一般競争入札となっております。

3、契約の金額ですが、1億1,664万円。落札率としましては85.18パーセントとなっております。

4、契約の相手方でございますが、株式会社太田工務店でございます。

5、工事の場所でございますが、山元町花釜地内となっております。

6、工事の概要ですが、こちらは橋梁の撤去とそれに伴う護岸の整備となっております。施工延長68.4メートル、笠野橋、砂押橋の上部工、下部工の撤去となっております。次におおのの数量については記載のとおりとなっております。次に、高瀬川の排水路でございますが、矢板護岸工としまして鋼矢板3型38枚、広幅矢板3のワイド型が9枚、法覆護岸工、平ブロック張り105平米となっております。

7、工期でございますが、契約の翌日から平成31年3月22日までとなっております。

1枚おめくりいただいて、位置図のほうをご覧ください。図面の上側が北側となっております。図面の右側から月見橋、笠野橋、砂押橋と3つの橋梁がございます。

もう1枚、図面のほうをおめくりください。

図面をちょっと横向きのほうに見ていただきまして、ちょっとわかりづらいんですが、下のほうが北側になっております。一番左側のほう、赤の着色の部分なんですけれども、砂押橋、笠野橋、この笠野橋はJRの陸橋になっておりますけれども、この2つの橋梁を撤去すると。もう一つは、ピンクで着色しております護岸の部分、こちらのほうに護岸を整備するというような内容の工事になっております。

説明については、以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。6社ある中で落札業者が85.18パーセント、そのほかの応札した数字は何パーセントなのか教えてください。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。お答えします。次点の企業が入札したのが90.7パーセント、その次が92.91パーセント、その次が94.25パーセント、その次が100パーセントとなっております。さらには、入札参加登録はあったんですが、当日辞退した会社が1企業おりました。以上となります。

12番（青田和夫君）はい、議長。済みません。ちょっと聞き取れなかったもので……

議長（阿部 均君）マイクお願いします。

12番（青田和夫君）はい。奥田建設はどういうことで辞退したかちょっとお伺いしたいです。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。辞退した企業につきましては、ちょっと個別のヒアリング等しておりませんので、ちょっと辞退した理由というのは把握しておりません。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第49号平成29年度（繰） 社総交（復興）請1号 頭無西牛橋線橋梁撤去工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第50号平成29年度（繰）社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

配布資料No.12でご説明させていただきますので、ご準備をお願いします。

まず、提案理由でございますけれども、高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的でございますが、記載のとおりとなっております。

2、契約の方法ですが、条件付一般競争入札。

3、契約金額ですが、1億7,064万円。落札率としましては89.84パーセントとなっております。

4、契約の相手方ですが、株式会社太田工務店となっております。

5、工事の場所でございますが、山元町高瀬地内となっております。

6、工事の概要ですが、これは道路改良工事となっております。施工延長が243メートル、幅員が9.5メートルの改良となっております。土工・のり面工一式となっております。擁壁工としましてコンクリートブロック擁壁、重力式擁壁、プレキャストL型擁壁、おのこの記載のとおり数量となっております。排水工としましては、プレキャストボックスカルバート、排水フリューム、U型側溝、おのこの数量、記載のとおりとなっております。舗装工としまして、車道の舗装が1,580平米、歩道の舗装が462平米となっております。

7、工期ですけれども、契約日の翌日から平成31年3月15日までとなっております。

1枚おめくりいただきまして、位置図となっております。上が北側となっております。国道6号沿いにあります高瀬のセブンイレブンの交差点の部分からということになりますが、旗上げで施工延長となっている部分が今回の施工箇所というふうになっております。

もう1枚、おめくりください。

これが発注図に旗上げをしたものとなっております。横向きに見ていただきまして、左側国道6号となっております。右側のほうに既施工区間となっておりますが、これが既に施工が終わっている区間というふうになっております。今回は赤で示している部分が施工区間となっております。

1枚おめくりください。

これが標準横断図となっております。今回車道の幅員を若干広げるのに加えまして、歩道を新たに新築するというような内容になっております。歩道を張り出す関係上、高瀬川の排水路のほうの断面を阻害するということになりますので、大型のプレキャストのL型擁壁を設置しまして流下断面を確保するというような内容になってございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけお伺いいたします。これは1社で、あと2社は辞退し

たということですがけれども、これはランクで言えばどれぐらいのランクなんですか。それと、点数はどれぐらいの数字で決まっているか、ちょっと教えていただけますか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。まず、今回の条件付競争入札の条件としまして、宮城県で使われてます等級のS等級を使っております。それに伴う総合評点につきましては、950点以上となっております。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、一般質問だか総括、どっちだったか忘れてげんとも。同じことになるのか、内容になるのかどうかつつうのわかりませんが、この一般競争、条件付ね、そして、950点ということからなのかどうかわかりませんが、3社しか応募していない。そしてもう2社が辞退している。この1社、字読まんねんだけんとも、曲小（かねこ）小倉、わかんね、こいつはいいんだげんとも、この人はどこ見ても100パーセントなんだよ、これな。最初からもう競争するつもりねえ。わかっている人なんだろうな。そして、この松浦組つうのどの程度の会社だかわかんねげんとも、どこさいる会社だか。何かね、これだけ見ると、もう出来レースなのかななんて。そして、結構高いな。89.84パーセントというね。どこの部分が質問になるかよくわかんないんですけども、ちょっとその背景についてわかる分だけでも、わかる分というか、なぜこうなったのか。町として思い当たることがあれば。答えになんなくてもいいんですけども。難しいあれだべから。以上、求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。ちょっと答えになるかあれなんですけれども。今回ですね、結果的には3社のうち2社が辞退して残り1社という形になりましたけれども、ちょっと我々の見識の中では施工箇所が、多分ご存じのとおり、6号線の交差点からの近傍の場所だということもあって、施工中の交通誘導等でかなり多分経費と工事の難易度が高いというふうに判断されたので、若干敬遠されたのかなというふうに思っております。どうしても幅が狭い中で一定の交通量がある道路ですので、なかなか一般の交通を通しながらの工事というのが難しいというふうに判断されたのかなというふうに思っております。

あと、規模としましては、やはり非常に規模の大きい工事なものですから、ある程度施工能力を持った企業を条件につけて入札をかけたというような内容になってございます。よろしいでしょうか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。素人考えの質問になろうかと思いますが、今、規模の大きいという表現があったので、規模を小さくすればどうだったんですかということになるんですが、この件に関してね。今、初めてこれを示されて、こういう工事の、ああ、なるほど、ここの工事なんだなといったときに、どのくらい難しいのか。あるいは、規模が大きい、逆に言うと、規模を大きくしたんじゃないのなんていうことも言えるわけなんです、その辺の背景について伺います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。先ほどちょっと私、工事の一般車両の迂回がなかなか難しいということがあったということあったと思うんですけども、これをですね、例えば2社、3社に分割をすると、1社が終わってからうちの工事入りますというわけにはいきませんので、3社がおのおの交通誘導をしながら、あとはバックホーなり、大型の擁壁をつるクレーンですね、大型のクレーン。おのおのがその重機を持ってきて同時施工するというような形になります。そうすると、この路線に限っては、かなりという

か、ほぼ一般の車を通しながらの施工というのは難しくなりますので、今回のものについては、分割する合理性はなかったというふうに判断しているところでございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第50号平成29年度（繰）社総交（復興）請3号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第51号平成30年度 社総交（防安）請2号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結についてご説明いたします。

配布資料No.13のほうでご説明させていただきますので、ご準備をお願いします。

まず、提案理由でございますけれども、山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的ですが、記載のとおりとなっております。

2、契約の方法ですが、条件付一般競争入札。

3、契約金額ですが、4,352万4,000円。落札率が82.04パーセントとなっております。

4、契約の相手方ですが、中鉢建設株式会社東北支店となっております。

5、工事の場所ですが、山元町山下地内となっております。

6、工事の概要です。道路改良工事となっております。施工延長が140メートル、幅員が9.5メートルの道路となる予定となっております。土工一式、地盤改良工としましてセメント安定処理1,040平米、排水工・排水構造物工一式、舗装工としまして下層路盤・上層路盤・表層工としましておのおの記載のとおりとなっております。同じく舗装工、こちらは歩道の分となりますけれども、下層路盤・表層工、記載のとおり数量となっております。最後に、区画線工としまして350メートルというような概要となっております。

7、工期でございますが、契約日の翌日から平成31年2月28日までとなっております。

1枚おめくりください。位置図となっております。上が北側となっております。上のほうに山下中学校、小学校がございます。これは交差点から今回赤で着色している施工箇所までは昨年度に工事のほうを終わっている状況となっております。今回は赤で示している部分が施工箇所というふうになっております。

もう1枚おめくりください。

図面を横に見ていただきたいと思います。図面を横に見まして左側が北側、中学校、小学校があるところとなっております。既設の施工区間となっております。今回は赤で着色している部分が2面続きまして予定区間となっております。下側のほうにありますけれども、標準横断図を示しておりますが、車道を広げまして、さらには2.5メートルの歩道を設置するというような内容の工事となっております。

以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。82.04パーセントで落札したという中で、ここで2社が失格しているんですが、この失格した理由は何なんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。2社が失格した理由としましては、町で設定しております最低制限価格を下回ったというものになってございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その最低制限価格って幾らなのか教えていただけますか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。当町におきましては、最低制限価格は公表しないということにしております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜでしょうか。

議長（阿部 均君）どなたが答えるんですか。公開しない理由です。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。当町においては、最低制限価格の公表、事後に公表している市町村も県内にはございます。ただ、当町としましては、最低制限価格を公表した場合のデメリットということを考えたときに、そういった価格がどのくらいなのかという不正な動き、探ろうとする不正な動き、官製談合ですとかそういった心配があると。そういうおそれがあるということを考慮しまして、最低制限価格については公表をしないという取り扱いをしているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そのシステム、よくわかんないんですけども、官製談合という名前で、そしたら官製が黙ってればいいんでねかという話。だから、その理由、何で。ほかに知られてはならないということ、業者にね。今、官製談合って、官製談合の防止のために業者に対して最低制限価格、我々に対しても最低制限価格を示さないということになるかと思うんですけども、こいつ全く逆で、逆になっかあれになっかわかんねげんとも、どういう疑問かというとき、官製談合を防ぐために公表しないという今のあなたの話からするならば、これちょっと全く、官製なら官が何も漏らさなければいいだけの話だべ。何だ、ちょっとわかりません。

副町長（武田健久君）はい、議長。最低制限価格、当町では今説明申し上げたように、事前も事後も公表してないんですけれども、その理由といたしましては、最低制限価格を公表してしまいますと、落札価格の目安を示すような形になってしまうのではないかというおそ

れを危惧しております、そういう意味で今、当町においては公表はしていないといったような状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明はちょっと理解不能なんですけれども、私の頭ではね。それはここで。じゃあ、聞き方変えるんだけど、この予定価格と最低制限価格の間というのはどのくらいをとっているんですか。間というのは10パーセント、予定価格の10、そしたら出てくるな。10パーセントか15パーセントというのは。いや、それもね、やっぱり本当に正しく公金が使われるかどうかということを考えると、チェックする者からすれば、当然それは知りたい数字になるわけだけんと。そして、逆に言うとな、今の北部で起こっている問題は、まさに漏えいがあって、そして最低制限価格の制限、上乘せただけでもうそこはとれているとかね、という問題が。実際、かつかつでとれている。そしたら、当然落札できることになるわけで。まあ、いいです。

まあ、というのは、なぜここで疑問に思ったのは、地元業者が失格で落ちていると。SSスチールつつうのも地元なのかどうかわかんねけども。そして、この曲小倉、何て読むんだかわかんねげんとも、これはどこさも顔を出してて、結局ここも100パーセントなんだ、これ、見てっと。それとも、競争する相手がここではないって、頑張った地元業者は負けたと。これは700点以上だから、地元業者が闘える戦場というか場だったんだけど、結局、結果負けてしまったと。2つはもう失格なんだわ。もう頑張って少し安くして、そしてとつぺと。地元に貢献しようと、税金落としましょうと頑張ったんだけど、残念ながら最低制限価格を超えてしまったと。下がってしまったというようなことで失格になったんだ、これね。唯一頑張った1社は、でも100万差で負けてしまったと、4,000万の仕事をとるのにね。というのがうかがえたものだから、裏はどうなってんのかなという素朴な疑問を示しただけですけども、理解できるような回答はなかったということで、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成30年度 社総交（防安）請2号 山下浅生原線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第52号平成30年度 漁集1号水産関係用地等造成工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.14でご説明しますので、お手元にご準備願います。

まず、提案理由でございますが、水産関係用地等造成工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的は記載のとおりとなっております。

2、契約の方法、条件付一般競争入札となっております。

3、契約金額、1億1,340万円。落札率は85.43パーセントとなっております。

4、契約の相手方でございますが、株式会社太田工務店となっております。

5、工事の場所、山元町磯地内となっております。

6、工事の概要です。これは磯浜漁港の用地の造成工事となっております。水産関係用地ほか造成工事としましてアスファルト舗装工、4メートル区画道路分が1,010平米、同じく物干し場1万2,010平米、同じく外周道路1,200平米、同じく駐車場3,740平米、側溝工としまして一式となっております。カルバート工、Lイコール380メートル、構造物撤去工として一式となっております。

7、工期ですけれども、契約の翌日から平成31年3月26日までとなっております。

1枚おめくりください。

A3判の図面をご覧ください。海岸防潮堤と記載しておりますが、これが磯浜漁港の部分にある防潮堤を示しております。今回施工する部分が、その防潮堤の西側に位置しております。赤の線で囲んでいる部分が今回の施工範囲となっております。左のほうからいきますと、グレーで着色している部分、これが駐車場となっております。その隣の黄色の道路、これが6メートルの港内通路となっております。同じく赤の着色の通路につきましては、4メートル、港内通路となっております。赤の枠の中の着色がない部分、これにつきましては、漁具倉庫用地及び上げ干し場用地となっております。左下のほうに標準横断図と記載しておりますが、おのおのの舗装構成を記載しているというような内容となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ここも太田工務店がとってるんですが、太田工務店の会社の概要つつうか、規模っていうか、はどの程度のものなんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。太田工務店、条件付一般競争入札でやっておりますので、総合評点950点以上の会社となっております。さらに技術者数ですね、土木系の技術者数が11名保有しているというような会社となっております。

ちなみに、今回3件、工事落札しておりますが、建設業法に定めるその現場に専任を要する技術者につきましては、ほかの現場のほうに行っているというような重複がないということを確認しているということを申し添えたいと思います。以上です。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。技術者はいっぱいいると。だけんとも、実際働く人足はどのくらいなのかというのがね、というのも確認したかったところなんです。逆に、その辺は、契約前かあるいは後の話として、地元業者、太田工務店も地元といえば地元になんのかわかんねんだげんとも、そういうせっかく太田工務店が3つもとって4億近い金がそこに流れていくわけだげんとも、それがうまく分散されるようなことというのは、仕様の中等とかね。つうのは、という取り組みというか考えは、これまではねかったげんとも、まあ、そこまでいいわ。

ということでですね。その前に、この太田工務店っていろいろ支店、出張所みたいなのあるんだけど、太田工務店からの税金のおり方というのはあるのかどうか。そこだけ確認します。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。法人の所在については、亘理町さんに所在していることから、法人町民税については山元町に還元されるものではないものと思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、ちょっと確認したかったのは、山元町にも出張所みたいな出先の事務所みたいのを何か所かで見かけたもんだから、それでそういうことを太田工務店として考えた上での事務所の置き方なのかなということを確認しました。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。今回の現場事務所の関係ですけども、その事務所について、当然事務所としての機能が備えてあるかどうかというのが、まず税金の課税のもとになります。それをもって、その現場事務所がおおむね6カ月以上設置された場合に、法人町民税の課税の対象となってくるものとなりますので、その状況について確認をした上で、該当するんであれば当然申告いただくということになるかと思えます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺ちゃんとチェックして、入るものは入るようなことで進めてほしいということで、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第52号平成30年度 漁集1号 水産関係用地等造成工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 同意第1号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求め

ることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

現委員の齋藤房江氏は、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き齋藤氏を任命するに当たり、議会の同意を求めため提案するものでございます。なお、任期につきましては、平成34年3月31日までとなりますが、これまでもこういう機会にお話し申し上げてきましたとおり、平成27年の地方教育法の改正に伴いまして、各教育委員の任期終了の時期が重ならないように30年度末までに調整するようにということに対応した任期の考え方でございますので、ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第13. 認定第1号から日程第18. 認定第6号までの6件を一括議題とします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、9月6日に決算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（伊藤貞悦君）各種会計決算認定についての委員長報告について、皆さんのお手元に配布されております特別委員会審査報告書をもって報告といたします。

議発第67号 平成30年9月14日 山元町議会議長阿部 均殿

決算審査特別委員会委員長伊藤貞悦

特別委員会審査報告書

認定第1号平成29年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成29年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成29年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第6号平成29年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成30年9月6日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1、特に留意すべき意見、①保育所再建の取り組みに進展が見られない。これまでの議会の意志を十分踏まえ一日も早く事業を着手すべきである。②補助金等の執行に当たっては、補助金交付検討委員会等で精査し、予算執行すべきである。③一般会計各種基金の活用は、これまでの経緯、経過を十分に勘案し、各種事業執行における連携をとり事業を精査し効果的に財政運営をすべきである。④山下駅前駐車場は、町民が利用しやすいよう月料金設定もすべきである。⑤特別会計（国民健康保険事業特別会計、介護保健事業特別会計）は、増額傾向にある各種基金の有効活用を図り、住民の負担軽減につながる料金改定をすべきである。

以上。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成29年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成29年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第2号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第3号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成29年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成29年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第4号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成29年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成29年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第5号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成29年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成29年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第6号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第19. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第20. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議 長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変長期間にわたりご苦労さまでございました。

午後3時28分 閉 会
